

渋川市発注工事に係る中間前金払制度に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する土木建築に関する工事の中間前金払制度の取扱いについて、渋川市財務規則（平成18年渋川市規則第43号）及び渋川市契約規則（平成18年渋川市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする工事)

第2条 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証する土木建築に関する市発注工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）であって、原則として年度内完成工事とし、当該工事の請負代金額が200万円以上で、かつ、予定工期が90日以上のものであって、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の対象となる経費の範囲)

第3条 中間前金払の対象となる経費は、材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

(中間前金払の割合)

第4条 請負代金額の10分の2以内の額とする。ただし、中間前金払を行った際の前払金の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

第5条 中間前金払と部分払は、受注者がいずれかを選択することとする。

2 中間前金払を行った工事にあっては、部分払を行わないこととする。

3 中間前金払を行った工事が、請負代金額の3分の2以上に相当する工事出来高がある場合において、市の都合又は天候の不良等受注者の責めに帰することができない事由その他正当な事由により、当該工事が年度内に完成することができず繰越が予想される工事については、次の式により算定して得た額を部分払として行うことができるものとする。

部分払金額＝工事出来高金額×（9／10－前払金額／請負代金額）－中間前

払金額

(債務負担行為に係る特例)

第6条 債務負担行為に係る契約については、当該年度の支払限度額の範囲内で支出できる見込みのものについて、その年度の出来高予定額を対象として中間前金払をすることができるものとする。

2 債務負担行為に係る契約で中間前金払を選択した工事については、当該年度における出来高部分の額が予定額に達した場合に、その年度の支払限度額の範囲内で部分払をすることができるものとする。

(認定の方法)

第7条 契約担当者は、受注者から中間前払金認定請求書（渋川市財務規則様式第45号の2）が提出されたときは、当該契約に係る工期（債務負担行為に係る契約では、当該年度の工事実施期間）の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その作業に要する経費が請負代金額（債務負担行為に係る契約では、当該年度の出来高予定額）の2分の1以上の額に相当するものであるかどうかを調査するものとする。

2 契約担当者は、当該認定申請に係る調査について、別途確認済みの工事工程報告等を基に、受注者から建設工事請負契約約款第11条に基づく履行報告書（別記様式第1号）を提出させ、これを確認することにより行うものとする。

なお、この場合、工事工程報告等が提出されていないものについては、併せて提出させることにより、適宜履行状況の確認を行うものとする。

3 契約担当者は、工事現場等に搬入された検査済みの材料等があるときは、その額を履行報告の出来高に加算し、進捗額として認定することができるものとする。

また、設計図書の変更指示に基づき、新規工種等の追加指示が行われていれば、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高を、認定対象とする出来高に含めることができるものとする。

4 契約担当者は、その調査結果が適当と認められるときは、当該認定申請を受けた日から、原則として7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に中間前払金認定通知書（渋川市財務規則様式第45号の3）を2部作成し、1部を受注者に交付し、1部を受注者が提出する請求書に添えて処理するものとする。ただし、当該認定に当たり受注者からの提出資料に不備若しくは遅滞があったときその他特別の事情があるときの認定期間についてはこの限りでない。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。